資料Ｎｏ．５

区連会 11 月定例会資料
令和８年度１１月２０日
栄区社会福祉協議会

各地区連合町内会長　様

令和８年１１月２０日
栄区社会福祉協議会
事務局長　田中　孝秀

令和８年度第１回「赤い羽根共同募金」戸別募金募集方法プロジェクトについて

１　趣旨

令和８年度第１回「赤い羽根共同募金」戸別募金募集方法プロジェクトを開催しましたので報告いたします。

２　お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。
【地区連長】地区連合定例会で情報提供をお願いいたします。
【単位会長】ご承知おきください。

３　概要

「戸別募金募集方法プロジェクト」
開催回数：年２回
検討内容：戸別募金方法の検討、リスクや対応の確認
成果物　：各町内会向け戸別募金方法の提示
メンバー：各地区連合町内会長から推薦した７名

４　添付書類

- 第１回戸別募金募集方法プロジェクト議事録
- 戸別募金の方法（当日資料）

担当：栄区社会福祉協議会
阿江・安田（千）
TEL:894-8521
FAX:892-8974

戸別募金の方法　　（当日資料）

No.	募金方法概要	方法詳細	メリット	デメリット	ポイント
1	自治会費から支出	予算に計上し、自治会費から一括で振込	班長や自治会長の負担が軽い	募金をしたくない方の意思が反映されない	① 総会時に募金の趣旨を説明する ②自治会費から募金を支出することの承認をもらう ③自治会費の内訳を明示する（募金金額等）
2	封筒配布・ 班長経由での回収	①共同募金用封筒を全戸配布 ②寄付者が募金を封筒へ入れ、班長宅へ持参 ③各班長から自治会長へ集まった募金を持参 ④各自治会長から区社協へ振込又は持参	①寄付者の募金の意思や募金額が反映できる ②募金をしたくない方が特定されない	①寄付者が班長に募金を持っていく必要がある ②自治会長、班長の負担が増える ③班長・自治会長が現金を取り扱うため、紛失等のリスクがある	①班長宅のポストの盗難防止 ②受け取った封筒の数や金額がわかるようにしておく
3	募金箱回覧・ 班長経由で回収	①共同募金用の募金箱を各班長が回覧し、寄付者が直接、募金する ②各班長から自治会長へ募金を集めた募金箱を持参 ③自治会長から区社協へ振込または持参	①寄付者の募金の意思や募金額が反映できる ②募金をしたくない方が特定されない	①自治会長、班長の負担が増える ②回覧中に、募金箱の中の現金の紛失等に気づけない ③募金箱を自治会（班長）が用意しなければならない ④班長・自治会長が現金を取り扱うため、紛失等のリスクがある	①募金箱が途中で開けられないような仕組みが必要 ②現金が回覧されるため、盗難防止策が必要
4	封筒回覧 （記名あり）	①共同募金用封筒（記名あり）を全戸配布 ②回覧にて大きな封筒やジッパー付きの袋等を一緒に回覧し、戸別募金を回収（募金の入っていない封筒も回収する） ③各班長から自治会長へ集まった封筒を持参 ④自治会長から区社協へ振込又は持参	①寄付者の募金の意思や募金額が反映できる ②盗難されていないことが確認ができる	①班長の負担が増える ②現金が回覧されるため、紛失等のチェックがしづらい ③募金していない方が分かってしまう ④班長・自治会長が現金を取り扱うため、紛失等のリスクがある	①現金が回覧されるため、盗難防止策が必要 ②班長が回収時に封筒と世帯数があっているか確認する
5	班長が直接訪問して依頼	①班長が寄付者宅にそれぞれ訪問し、募金を受け取る ②各班長から自治会長へ集まった募金を持参 ③自治会長から区社協へ振込または持参	寄付者の募金の意思や募金額が反映できる	①班長の負担が増える ②班長・自治会長が現金を取り扱うため、紛失等のリスクがある ③対面であると、募金への強制感がある	班長が募金の趣旨や使途を説明できるとよい

会議名	令和８年度　第１回戸別募金募集方法プロジェクト
日　時	令和８年９月１５日（火）　10:00～11:30
会　場	栄区役所新館１階　101 号会議室
	○事務局４名　出席者６名　欠席者１名 出席者：プロジェクトメンバー７名 【議事】 1. 開会の挨拶 事務局長より挨拶 2. 戸別募金募集方法のプロジェクトについて 事務局より、資料１に基づいて説明。 3. 現在の募金方法の共有 （笠間地区） ・日本赤十字社会費（募金）と赤い羽根共同募金を町内会費とは別の封筒でそれぞれ依頼し協力いただいている。 ・募金額が目安額に達しない場合は、自治会会計から補填している。 ・年に１回、班毎にお茶会を開催し、各班での顔合わせ、つながりづくりを行うと同時に募金の趣旨の説明を行い、募金を募っている。 （小菅ヶ谷地区） 年２回、組長（班長）が自治会費の集金と合わせて戸別に訪問し協力いただいている。 （上郷東地区） ・募金を含めた金額で自治会費を集めており、自治会費から納入している。 ・募金の使途を伝えることが難しい。チラシは配架するものの、見ていないだろう。 ・班長の高齢化により、戸別に訪問することが難しい。 （上郷西地区） ・西ヶ谷ハイツ自治会は戸別募金の活動は行わず、秋のイベントの売り上げを募金に支出している。 ・犬山町内会、尾月自治会、港南台コートハウス自治会は、募金額を含めた金額で町内会費（自治会費）を集めており町内会費から募金を納入している。 ・亀井町自治会、上之町内会は古紙回収金、資源回収奨励金を募金で支出している。 （本郷中央地区） ・班長が各世帯を直接訪問して募金を集金している。 ⇒直接訪問することで顔の見える関係づくりという目的もある。 ・募金活動が始まる前に、協力してくれる世帯を確認し、協力頂けると回答があった世帯に訪問している。 （本郷第三地区） ・本郷第三地区の総会で、自治会長に向けて赤い羽根共同募金について説明している。 ・赤い羽根共同募金への協力が難しい世帯の中には、自治会に入ると必ず募金に協力しなければならないという認識があり、それが自治会への入会を拒む要因となっていることもある。

	【その他】 （本郷第三地区） 賃貸の大型マンションでは、管理会社が賃料と併せて自治会費を集金していたが、管理会社が変わったことにより、自治会からも退会してしまった。 （笠間地区） 小規模集合住宅と戸建てでは、集合住宅の募金依頼額は少なめに設定している。 事務局より、「戸別募金を班回覧で行っている自治会はあるか。」と質問したところ、 出席者からは、戸別募金を班回覧で行っているという自治会の報告はなかった。 現金を班回覧で回すと、盗難や紛失などの可能性が高いためと考えられる。 ４．まとめ ・募金について寄付者が理解し協力してもらえるようにする必要がある。 ⇒目的がはっきりしていると協力しやすいため、共同募金の募金計画をきちんと見せていくと良い。 ・クラウドファンディングのようにネットを利用して募金活動を行うのも良いかもしれない。 ・事務局から自治会のない集合住宅にも管理会社や管理組合等を通して働きかけるようにすると良いかもしれない。 事務局より説明。 ・今回の会議で出た意見を集約し、事務局が単位自治会長・町内会長が戸別募金の方法ごとのメリットとデメリットを把握できるリーフレット（資料）を作成する。 次回開催予定日：令和９年２月頃の開催を予定。